

○文部科学省防災業務計画新旧対照表

(赤字傍線部分は修正箇所)

修 正 後	現 行
目 次	目 次
第1編 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	第1編 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第2編 地震災害対策	第2編 地震災害対策
第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・ 7	第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・ 7
第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・ 10	第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・ 10
第4章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・ 12	第4章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・ 12
第3編 津波災害対策	第3編 津波災害対策
第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・ 15	第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・ 15	第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・ 15
第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・ 16	第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・ 16
第4章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・ 16	第4章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・ 16
第4編 風水害、 <u>火山災害</u> その他の災害対策	第4編 風水害その他の災害対策
第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・ 17	第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・ 17	第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・ 17
第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・ 18	第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・ 18
第4章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・ 18	第4章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・ 18
第5編 原子力災害対策	第5編 原子力災害対策
第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・ 19	第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・ 19	第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・ 19

第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21	第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
第4章 地域防災計画の作成の支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 22	第4章 地域防災計画の作成の支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
第6編 大規模な事故による災害対策	第6編 大規模な事故による災害対策
第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23	第1章 災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23	第2章 災害応急対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23	第3章 災害復旧、復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
第4章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・・・・・・・・・ 23	第4章 地域防災計画の作成の基準・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
第7編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画・・・・ 24	第7編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画・・・・ 24
第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画・・・・・・・・・・・・ 28	第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画・・・・・・・・・・・・ 28
第9編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画・・・・・・ 34	第9編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画・・・・・・ 34
第1編 総 則	
第1節 (略)	第1節 (略)
第2節 この計画の目標	第2節 この計画の目標
この計画においては、次に掲げる目標達成に努める。その際、 <u>感染症対策</u> についても配慮するものとする。	この計画においては、次に掲げる目標達成に努める。その際、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大防止</u> についても配慮するものとする。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)
第3節 防災体制の確立	第3節 防災体制の確立
第1 文部科学省における防災体制の整備	第1 文部科学省における防災体制の整備
(1)、(2) (略)	(1)、(2) (略)
(3) 文部科学省非常災害対策本部等	(3) 文部科学省非常災害対策本部等
・文部科学大臣は、非常災害が発生し又は発生するおそれがある場合、特に必要があると認めるときは、応急対策について万全の措置を講ずるため、本省に	・文部科学大臣は、非常災害が発生し又は発生するおそれがある場合、特に必要があると認めるときは、応急対策について万全の措置を講ずるため、本省に

文部科学省非常災害対策本部を設置する。

文部科学省非常災害対策本部の組織及び必要な事項については、別に定める。

ただし、原子力施設等での事故に関しては、第5編に定めるとおりとする（以下本節第1(3)～(7)における対策本部等において同じ）。

(4)～(9) (略)

第2～第4 (略)

第2編 地震災害対策

第1章 災害予防

第1節～第3節 (略)

第4節 文教施設・設備等の災害予防対策

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を踏まえ、災害による文教施設・設備及びその他の文部科学省関係施設・設備の被害を予防し、人命の安全を確保し、教育研究活動その他の活動遂行上の障害を取り除くため、設置者は次の計画について実施するとともに、文部科学省は関係機関に対し、指導及び助言並びに援助を行う。

また、令和5年6月に改正された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」やそれに基づき策定された「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定、平成30年12月14日、令和5年7月28日改訂）を踏まえ、学校施設等の耐震化や老朽化対策、防災機能強化等を推進する。

文部科学省非常災害対策本部を設置する。

また、非常災害に関する事務の連絡調整を円滑に行うため、文部科学省非常災害対策本部に非常災害対策班を設置することができるものとする。文部科学省非常災害対策本部の組織及び必要な事項については、別に定める。

ただし、原子力施設等での事故に関しては、第5編に定めるとおりとする（以下本節第1(3)～(7)における対策本部等において同じ）。

(4)～(9) (略)

第2～第4 (略)

第2編 地震災害対策

第1章 災害予防

第1節～第3節 (略)

第4節 文教施設・設備等の災害予防対策

災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を踏まえ、災害による文教施設・設備及びその他の文部科学省関係施設・設備の被害を予防し、人命の安全を確保し、教育研究活動その他の活動遂行上の障害を取り除くため、設置者は次の計画について実施するとともに、文部科学省は関係機関に対し、指導及び助言並びに援助を行う。

また、平成30年12月14日に改定された「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）及びそれに基づき策定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、学校施設等の耐震化や老朽化対策、防災機能強化等を推進する。

第1 文教施設の安全性の向上

・文教施設を火災、地震、**暴風雨**等の**災害**から防護するため、これらの施設の整備に当たっては、十分な耐震性を確保し、文教施設の用途や立地などの地域の実情を考慮した上で、不燃化及び堅ろう化を促進する。

・(略)

・(略)

第2～第6 (略)

第5節～第7節 (略)

第2章 災害応急対策

(略)

第1節～第4節 (略)

第5節 児童生徒等及び教職員の健康管理

(削る)

(削る)

・災害後、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保(たも)てるよう、心の健康相談活動等の支援体制の整備等、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

第6節～第9節 (略)

第3章 災害復旧、復興

第1 文教施設の安全性の向上

・文教施設を火災、地震、**台風**等の**被害**から防護するため、これらの施設の整備に当たっては、十分な耐震性を確保し、文教施設の用途や立地などの地域の実情を考慮した上で、不燃化及び堅ろう化を促進する。

・(略)

・(略)

第2～第6 (略)

第5節～第7節 (略)

第2章 災害応急対策

(略)

第1節～第4節 (略)

第5節 児童生徒等及び教職員の健康管理

・災害後、心的外傷後ストレス障害等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保(たも)てるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。

・被災により、精神的に大きな障害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、心の健康相談活動等の支援体制の整備に関し、関係機関に対し、指導及び助言等の措置を行う。

(新設)

第6節～第9節 (略)

第3章 災害復旧、復興

第1節 復旧、復興事務体制の整備

(1) 文部科学省復興対策本部

・災害復旧、復興対策について万全の措置を講ずるため、特に必要があると認めるときは、本省に文部科学省復興対策本部を設置する。

文部科学省復興対策本部の組織及び必要な事項については、別に定める。

(2) (略)

第2節 (略)

第3節 教育研究活動の再開

(1) (略)

(2) 児童生徒等及び教職員に対する援助

・教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の措置を講ずるとともに、関係機関に対し、指導及び助言を行う。また、災害の規模、程度により、必要に応じ、事業の円滑な実施に資するため、特別措置について検討する。

ア. (略)

イ. (略)

ウ. 災害を受け、修学困難になった学生等に対する独立行政法人日本学生支援機構による学資の給付及び貸与等に関し必要な措置を講ずること。

エ. (略)

(3) 略

第1節 復旧、復興事務体制の整備

(1) 文部科学省復興対策本部、復興対策班

・災害復旧、復興対策について万全の措置を講ずるため、特に必要があると認めるときは、本省に文部科学省復興対策本部を設置する。

また、災害復旧、復興対策に関する事務の連絡を円滑に行うため、文部科学省復興対策班を設置することができる。

文部科学省復興対策本部及び復興対策班の組織及び必要な事項については、別に定める。

(2) (略)

第2節 (略)

第3節 教育研究活動の再開

(1) (略)

(2) 児童生徒等及び教職員に対する援助

・教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の措置を講ずるとともに、関係機関に対し、指導及び助言を行う。また、災害の規模、程度により、必要に応じ、事業の円滑な実施に資するため、特別措置について検討する。

ア. (略)

イ. (略)

ウ. 災害を受け、修学困難になった優秀な学生等に対する独立行政法人日本学生支援機構による学資の貸与等に関し必要な措置を講ずること。

エ. (略)

(3) 略

第4章 (略)

第3編 (略)

第4編 風水害、火山災害その他の災害対策

第1章 災害予防

第2編 第1章(第7節を除く。)によるほか、次に掲げる災害予防に関する措置を講ずる。

第1節 火山調査研究推進本部に関する業務の実施

火山災害の予防については、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)において、火山調査研究推進本部は、火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策の立案、関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整、火山に関する総合的な調査観測計画の策定を行うとともに、火山に関する観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行い、これに基づく広報を行うものとされており、これらに関する事務を円滑に実施するため、火山調査研究推進本部の庶務を適切に実施するとともに、火山調査研究推進本部の方針に基づき、関係省庁との密接な連携の下に必要な業務を実施する。

第2章 災害応急対策

第2編 第2章 第1節から第8節までによるほか、次に掲げる応急措置を講ずる。

第1節～第3節 (略)

第4節 火山調査研究推進本部に関する業務の実施

第4章 (略)

第3編 (略)

第4編 風水害その他の災害対策

第1章 災害予防

第2編 第1章(第7節を除く。)による。

(新設)

第2章 災害応急対策

風水害等のように事前に警戒体制をとり得る場合については、第2編 第2章 第1節から第8節までによるほか、次に掲げる応急措置を講ずる。

第1節～第3節 (略)

(新設)

火山災害が発生し又は発生が予想される場合に際して火山調査研究推進本部火山調査委員会が臨時に火山活動の評価を行うに際し、その庶務を適切に処理する。

第3章、第4章 (略)

第5編 原子力 災害対策

(略)

第1章 災害予防

第1節 連絡体制の整備

- ・(略)
- ・警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における文部科学省と関係機関との間の連絡のための通信手段の確保を図る。

第2節～第5節 (略)

第2章 災害応急対策

第1節 情報の収集・連絡及び通信手段の確保

第1 警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時の連絡等

- ・(略)
- ・(略)
- ・原子力災害が文部科学省所管の施設（大学・研究機関等の所有に係る試験炉

第3章、第4章 (略)

第5編 原子力 災害対策

(略)

第1章 災害予防

第1節 連絡体制の整備

- ・(略)
- ・警戒事態 (防災基本計画等で定める事象をいう。以下同じ。)、また、施設敷地緊急事態 (原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第10条第1項前段の規定に基づく通報を行うべき事態をいう。以下同じ。) 及び全面緊急事態 (原災法第15条に規定された事態をいう。以下同じ。) の発生時における文部科学省と関係機関との間の連絡のための通信手段の確保を図る。

第2節～第5節 (略)

第2章 災害応急対策

第1節 情報の収集・連絡及び通信手段の確保

第1 警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時の連絡等

- ・(略)
- ・(略)
- ・なお、原子力災害が文部科学省所管の施設（大学・研究機関等の所有に係る

等)で発生した場合は、事態の大きさに応じて、担当部局において、事故発生施設の状況把握等のための情報連絡体制を確保する。

第2 原子力緊急事態宣言発出後の連絡等

・原子力規制委員会から、原子力施設に係る全面緊急事態発生との連絡があった場合には、直ちに原子力規制庁緊急時対応センター(以下「ERC」という。)、緊急事態応急対策等拠点施設等に所定の会議又は原子力災害対策本部事務局の機能班の構成員となる職員を派遣し、緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報について、常時継続的に必要な情報の把握及び共有を図るとともに、関係機関との情報連絡を密にする。

第2節

第1 (略)

第2 原子力災害対策本部等

(1) 原子力災害対策本部等

- ・(略)
- ・全面緊急事態が発生した原子力施設が、大学・研究機関等の所有に係る試験炉等の場合には、防災基本計画等に従って、原子力災害対策本部長は、必要に応じて、オフサイト対応のため原子力利用省庁の担当大臣として、文部科学大臣を副本部長に任命する。また、この場合、文部科学大臣は、内閣府特命担当大臣(原子力防災)とともに、避難区域の住民避難の完了を一つの目途として設置される原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チームのチーム長として、その任に当たる。
- ・防災基本計画等に従って、官邸及びERCに設置される原子力災害対策本部

試験炉等)で発生した場合は、事態の大きさに応じて、担当部局において、事故発生施設の状況把握等のための情報連絡体制を確保する。

第2 原子力緊急事態宣言発出後の連絡等

・原子力規制委員会から、原子力施設に係る全面緊急事態発生との連絡があった場合には、直ちに原子力規制庁緊急時対応センター(以下「ERC」という。)、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)等に所定の会議又は原子力災害対策本部事務局の機能班の構成員となる職員を派遣し、緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報について、常時継続的に必要な情報の把握及び共有を図るとともに、関係機関との情報連絡を密にする。

第2節

第1 (略)

第2 原子力災害対策本部等

(1) 原子力災害対策本部等

- ・(略)
- ・なお、全面緊急事態が発生した原子力施設が、大学・研究機関等の所有に係る試験炉等の場合には、防災基本計画等に従って、原子力災害対策本部長は、必要に応じて、オフサイト対応のため原子力利用省庁の担当大臣として、文部科学大臣を副本部長に任命する。また、この場合、文部科学大臣は、環境大臣とともに、避難区域の住民避難の完了を一つの目途として設置される原子力災害対策本部事務局原子力被災者生活支援チームのチーム長として、その任に当たる。
- ・防災基本計画等に従って、官邸及びERCに設置される原子力災害対策本部

事務局（事務局長：内閣府政策統括官（原子力防災担当）（官邸）、原子力規制庁次長（ERC））の機能班の構成員となる職員を速やかに派遣し、その任に当たらせる。

・防災基本計画等に従って、関係局長等会議（議長：内閣府政策統括官（原子力防災担当））及びモニタリング調整会議（議長：環境大臣）の構成員となる職員を速やかに派遣し、その任に当たらせる。

(2) 原子力災害現地対策本部等

・原子力施設等に係る全面緊急事態宣言が発出され、原子力災害現地対策本部（本部長：内閣府副大臣（原子力防災担当）又は内閣府大臣政務官（原子力防災担当）、事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当））及び原子力災害合同対策協議会（事務局長：内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当））が設置された場合、防災基本計画等に従って、機能班の構成員となる職員を速やかに派遣し、その任に当たらせる。

第3節、第4節（略）

第5節 関係者等への的確な情報伝達活動

情報提供を行う際には、周辺住民のニーズを十分に把握し、文部科学省が講じている施策に関する情報等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

なお、その際、民心の安定並びに高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者及び一時滞在者等に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した情報伝達に努める。

第6節（略）

第3章、第4章（略）

事務局（事務局長：原子力規制庁長官（官邸）、原子力規制庁次長（ERC））の機能班の構成員となる職員を速やかに派遣し、その任に当たらせる。

・防災基本計画等に従って、関係局長等会議（議長：原子力規制庁長官）及びモニタリング調整会議（議長：環境大臣）の構成員となる職員を速やかに派遣し、その任に当たらせる。

(2) 原子力災害現地対策本部等

・原子力施設等に係る全面緊急事態宣言が発出され、原子力災害現地対策本部（本部長：環境副大臣（又は環境大臣政務官）、事務局長：原子力規制庁原子力地域安全総括官）及び原子力災害合同対策協議会（事務局長：原子力規制庁原子力地域安全総括官）が設置された場合、防災基本計画等に従って、機能班の構成員となる職員を速やかに派遣し、その任に当たらせる。

第3節、第4節（略）

第5節 関係者等への的確な情報伝達活動

情報提供を行う際には、周辺住民のニーズを十分に把握し、文部科学省が講じている施策に関する情報等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

なお、その際、民心の安定並びに高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の災害時要援護者及び一時滞在者等に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した情報伝達に努める。

第6節（略）

第3章、第4章（略）

<p style="text-align: center;">第6編 大規模な事故による災害対策</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第7編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画</p> <p>(略)</p> <p>第1節 地震防災体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 <u>災害対策本部等の設置及び要員参集体制</u></p> <p>・ <u>文部科学省における災害対策本部等の設置に関する事項等は、第1編 第3節による。</u></p> <p>第2節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>第1 東海地震予知情報等の伝達等</p> <p>・ (略)</p> <p>・ 文部科学省では、<u>各局課が事務分掌に基づき必要な情報について</u>、都県、国立学校等及び私立大学等への情報の伝達等を担当する。</p> <p>都県、市町村及び学校等において、情報の伝達等の担当部局について、次のとおり定めるよう、指導及び助言を行う。</p> <p>ア. 都県の地震防災強化計画において、市町村、都県立学校等及び私立学校等（私立大学等を除く。）への情報の伝達等の担当部局を定める。</p>	<p style="text-align: center;">第6編 大規模な事故による災害対策</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第7編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画</p> <p>(略)</p> <p>第1節 地震防災体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 <u>文部科学省地震災害警戒本部の設置</u></p> <p>・ <u>文部科学大臣は、地震災害に関する警戒宣言が発せられたときは、地震防災応急対策に係る措置を執るため、本省に文部科学省地震災害警戒本部を設置する。また、地震災害警戒に関する事務の連絡を円滑に行うため、文部科学省地震災害警戒本部に地震災害警戒班を設置することができる。</u></p> <p><u>文部科学省地震災害警戒本部の組織及び必要な事項に関しては、別に定める。</u></p> <p>第2節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項</p> <p>第1 東海地震予知情報等の伝達等</p> <p>・ (略)</p> <p>・ 文部科学省では、<u>文部科学省地震災害警戒本部が</u>、都県、国立学校等及び私立大学等への情報の伝達等を担当する。</p> <p>都県、市町村及び学校等において、情報の伝達等の担当部局について、次のとおり定めるよう、指導及び助言を行う。</p> <p>ア. 都県の地震防災強化計画において、市町村、都県立学校等及び私立学校等（私立大学等を除く。）への情報の伝達等の担当部局を定める。</p>
---	--

<p>イ. 市町村の地震防災強化計画において、市町村立学校等への情報の伝達等の担当部局を定める。</p> <p>ウ. 学校等において、情報の伝達等の担当部局を定める。</p> <p>情報の伝達等の担当部局間の経路は、次の3経路とする。</p> <p>ア. 文部科学省、都県、市町村、市町村立学校等</p> <p>イ. 文部科学省、都県、都県立学校等又は私立学校等（私立大学等を除く。）</p> <p>ウ. 文部科学省、国立学校等又は私立大学等</p> <p>・(略)</p> <p>第2～第8 (略)</p> <p>第9 警戒宣言に伴う退避等</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・児童生徒等の<u>要配慮者</u>に必要な支援を行う。</p> <p>・学校等で運営する避難生活について、原則屋外とするよう、指導及び助言を行う。</p> <p>ただし、児童生徒等の<u>要配慮者</u>の保護のため、安全性を勘案の上、必要に応じ屋内における避難生活を運営できる。</p> <p>・(略)</p> <p>第3節 大規模な地震に係る防災訓練に関する事項</p>	<p>イ. 市町村の地震防災強化計画において、市町村立学校等への情報の伝達等の担当部局を定める。</p> <p>ウ. 学校等において、情報の伝達等の担当部局を定める。</p> <p>情報の伝達等の担当部局間の経路は、次の3経路とする。</p> <p>ア. 文部科学省、都県、市町村、市町村立学校等</p> <p>イ. 文部科学省、都県、都県立学校等又は私立学校等（私立大学等を除く。）</p> <p>ウ. 文部科学省、国立学校等又は私立大学等</p> <p>・(略)</p> <p>第2～第8 (略)</p> <p>第9 警戒宣言に伴う退避等</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・児童生徒等の<u>災害時要援護者</u>に必要な支援を行う。</p> <p>・学校等で運営する避難生活について、原則屋外とするよう、指導及び助言を行う。</p> <p>ただし、児童生徒等の<u>災害時要援護者</u>の保護のため、安全性を勘案の上、必要に応じ屋内における避難生活を運営できる。</p> <p>・(略)</p> <p>第3節 大規模な地震に係る防災訓練に関する事項</p>
---	---

強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施する。

また、都県、市町村及び学校等において、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し、その実施内容、方法等を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

この場合において、警戒宣言前の準備態勢、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震災害発生後の災害応急対策等に係るものについて行う。

第4節 (略)

第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画

(略)

第1節 防災体制に関する事項

第1 文部科学省等における防災体制の整備

- ・(略)
- ・(略)

・文部科学省は、気象庁が次の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

ア. 南海トラフ地震臨時情報(調査中) ※1

イ. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) ※2

ウ. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) ※2

※1 (略)

※2 世界の事例では、M8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度とされており、

強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し、その実施内容、方法等を計画に明示する。

また、都県、市町村及び学校等において、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し、その実施内容、方法等を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

この場合において、警戒宣言前の準備態勢、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震災害発生後の災害応急対策等に係るものについて行う。

第4節 (略)

第8編 南海トラフ地震防災対策推進計画

(略)

第1節 防災体制に関する事項

第1 文部科学省等における防災体制の整備

- ・(略)
- ・(略)

・文部科学省は、気象庁が次の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

ア. 南海トラフ地震臨時情報(調査中) ※1

イ. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) ※2

ウ. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) ※2

※1 (略)

※2 世界の事例では、M8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度とされており、

また、M7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされており、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から以下の情報が発表される。

- ・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でモーメントマグニチュード（以下「Mw」という。）8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

- ・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でMw7.0以上Mw8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

- ・（略）

第2～第4 （略）

第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第1 （略）

第2 避難対策等

- ・学校等において、避難地、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を具体的に計画に明示するとともに、保護者との連絡方法を平時から確認し

また、M7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされており、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から以下の情報が発表される。

- ・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

- ・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

- ・（略）

第2～第4 （略）

第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第1 （略）

第2 避難対策等

- ・学校等において、避難地、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を具体的に計画に明示するとともに、保護者との連絡方法を平時から確認して

ておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するように努めるよう、指導及び助言を行う。

この場合において、児童生徒等の要配慮者の避難誘導について配慮する。

・(略)

・(略)

第3 (略)

第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

第1～第2 (略)

第3 避難対策等

・津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき都府県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した南海トラフ巨大地震の津波による浸水想定に準じ、都府県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、南海トラフ地震に伴い発生する津波により浸水深30cm以上の浸水が想定される区域に位置する幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、計画に明示するよう、指導・助言を行う。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。

・(略)

・(略)

第4 (略)

第4節～第6節 (略)

おき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するように努めるよう、指導及び助言を行う。

この場合において、児童生徒等の災害時要援護者の避難誘導について配慮する。

・(略)

・(略)

第3 (略)

第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

第1～第2 (略)

第3 避難対策等

・津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき都府県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した南海トラフ巨大地震の津波による浸水想定に準じ、都府県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、南海トラフ地震に伴い発生する津波により浸水30cm以上の浸水が想定される区域に位置する幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、計画に明示するよう、指導・助言を行う。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。

・(略)

・(略)

第4 (略)

第4節～第6節 (略)

第9編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

(略)

第1節 防災体制に関する事項

第1 文部科学省等における防災体制の整備

- ・(略)
- ・(略)

・文部科学省は、日本海溝・千島海溝沿いで地震が発生し、気象庁が後発地震への注意を促す情報（以下「後発地震への注意を促す情報」という。）※1を発信した場合においては、後発地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

※1 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアでM_w7.0以上の地震が発生し、後発地震の発生が高まった場合に気象庁から発信される情報

第2～第4 (略)

第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第1 (略)

第2 避難対策等

・学校等において、避難地、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を計画に具体的に明示するとともに、保護者との連絡方法を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するように努めるよう、指導及び助言を行う。

第9編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

(略)

第1節 防災体制に関する事項

第1 文部科学省等における防災体制の整備

- ・(略)
- ・(略)

・文部科学省は、日本海溝・千島海溝沿いで地震が発生し、気象庁が後発地震への注意を促す情報（以下「後発地震への注意を促す情報」という。）※1を発信した場合においては、後発地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。

※1 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域（「三陸・日高沖」や「十勝・根室沖」の海域）及び想定震源域に影響を与える外側のエリアでM7.0以上の地震が発生し、後発地震の発生が高まった場合に気象庁から発信される情報

第2～第4 (略)

第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

第1 (略)

第2 避難対策等

・学校等において、避難地、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等を計画に具体的に明示するとともに、保護者との連絡方法を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期するように努めるよう、指導及び助言を行う。

<p>この場合において、児童生徒等の<u>要配慮者</u>の避難誘導について配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) <p>第3 (略)</p> <p>第3節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</p> <p>第1、第2 (略)</p> <p>第3 避難対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき道県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の津波による浸水想定に準じ、道県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の津波により浸水<u>深</u>30 c m以上の浸水が想定される区域に位置する幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、計画に明示するよう、指導・助言を行う。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。 ・(略) <p>第4 (略)</p> <p>第4節 防災訓練に関する事項</p> <p>推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施する。</p>	<p>この場合において、児童生徒等の<u>災害時要援護者</u>の避難誘導について配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) <p>第3 (略)</p> <p>第3節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項</p> <p>第1、第2 (略)</p> <p>第3 避難対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づき道県知事が設定する津波浸水想定（当該津波浸水想定が未設定の場合は、国が作成した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の津波による浸水想定に準じ、道県知事が設定し、公表した津波による浸水想定）において、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の津波により浸水30 c m以上の浸水が想定される区域に位置する幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、計画に明示するよう、指導・助言を行う。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。 ・(略) <p>第4 (略)</p> <p>第4節 防災訓練に関する事項</p> <p>推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施<u>し、その実施内容、方法等を明示</u>する。</p>
---	--

また、道県、市町村及び学校等において、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し、その実施内容、方法等を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

第5節、第6節 (略)

参照目次

参照 1	文部科学省防災連絡会議設置要領	41
参照 2	文部科学省非常災害対策本部設置要領	43
参照 3	文部科学省災害応急対策本部設置要領	47
参照 4	文部科学省災害情報連絡室設置要領	49
参照 5	文部科学省復興対策本部設置要領	50
<u>(削る)</u>		
参照 6	文部科学省地震発生時非常参集要領	52
参照 7	首都直下地震発生時における文部科学省非常時参集要員の代理指名等について	57

参照 1 文部科学省防災連絡会議設置要領

1. 構成

文部科学省防災連絡会議（以下「防災連絡会議」という。）は、議長として官房長（代理：総括審議官）が主宰し、次に掲げるものを委員として構成する。

大臣官房	サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
	人事課長
	総務課長

また、道県、市町村及び学校等において、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施し、その実施内容、方法等を計画に明示するよう、指導及び助言を行う。

第5節、第6節 (略)

参照目次

参照 1	文部科学省防災連絡会議設置要領	41
参照 2	文部科学省非常災害対策本部設置要領	43
参照 3	文部科学省災害応急対策本部設置要領	49
参照 4	文部科学省災害情報連絡室設置要領	51
参照 5	文部科学省復興対策本部設置要領	52
参照 6	文部科学省地震災害警戒本部設置要領	54
参照 7	文部科学省地震発生時非常参集要領	59
参照 8	首都直下地震発生時における文部科学省非常時参集要員の代理指名等について	64

参照 1 文部科学省防災連絡会議設置要領

1. 構成

文部科学省防災連絡会議（以下「防災連絡会議」という。）は、議長として官房長（代理：総括審議官）が主宰し、次に掲げるものを委員として構成する。

大臣官房	サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官
	人事課長
	総務課長

	会 計 課 長	会 計 課 長
	政 策 課 長	政 策 課 長
	国 際 課 長	国 際 課 長
	参 事 官	参 事 官
文教施設企画・防災部	文 部 科 学 広 報 官	文 部 科 学 広 報 官
	文 教 施 設 企 画 ・ 防 災 部 長	文 教 施 設 企 画 ・ 防 災 部 長
	技 術 参 事 官	技 術 参 事 官
	施 設 企 画 課 長	施 設 企 画 課 長
	施 設 助 成 課 長	施 設 助 成 課 長
	計 画 課 長	計 画 課 長
	参 事 官 (施 設 防 災 担 当)	参 事 官 (施 設 防 災 担 当)
総合教育政策局	政 策 課 長	政 策 課 長
	地 域 学 習 推 進 課 長	地 域 学 習 推 進 課 長
	男 女 共 同 参 画 共 生 社 会 学 習 ・ 安 全 課 長	男 女 共 同 参 画 共 生 社 会 学 習 ・ 安 全 課 長
初等中等教育局	初 等 中 等 教 育 企 画 課 長	初 等 中 等 教 育 企 画 課 長
	財 務 課 長	財 務 課 長
	教 科 書 課 長	教 科 書 課 長
	健 康 教 育 ・ 食 育 課 長	健 康 教 育 ・ 食 育 課 長
高等教育局	高 等 教 育 企 画 課 長	高 等 教 育 企 画 課 長
	大 学 教 育 ・ 入 試 課 長	大 学 教 育 ・ 入 試 課 長
	医 学 教 育 課 長	医 学 教 育 課 長
	国 立 大 学 法 人 支 援 課 長	国 立 大 学 法 人 支 援 課 長
私学部	私 学 行 政 課 長	私 学 行 政 課 長

<p>科学技術・学術政策局 政策課 長</p> <p>研究振興局 振興企画課 長</p> <p>研究開発局 開発企画課 長</p> <p><u>地震火山防災研究課 長</u></p> <p><u>地震火山防災研究課地震火山室長</u></p> <p>スポーツ庁 政策課 長</p> <p>参事官（地域振興担当）</p> <p>文化庁 政策課 長</p> <p>文化資源活用課 長</p> <p>2. ～4. (略)</p>	<p>科学技術・学術政策局 政策課 長</p> <p>研究振興局 振興企画課 長</p> <p>研究開発局 開発企画課 長</p> <p><u>地震・防災研究課 長</u></p> <p><u>地震・防災研究課防災科学技術推進室長</u></p> <p>スポーツ庁 政策課 長</p> <p>参事官（地域振興担当）</p> <p>文化庁 政策課 長</p> <p>文化資源活用課 長</p> <p>2. ～4. (略)</p>
<p>参照2 文部科学省非常災害対策本部設置要領</p> <p>1. 対策本部の事務 (略)</p> <p>2. 対策本部の構成</p> <p>(1) 対策本部の長は、文部科学省非常災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし、対策本部の事務を総括する。</p> <p>(2) 対策本部に、本部長代理、副本部長、本部員その他の職員を置く。</p> <p>(3) 本部長代理は、本部長を助け、本部長に事故のある場合は、その職務を代理する。</p> <p>(4) 副本部長は、本部長及び本部長代理を助け、本部長及び本部長代理に事故のある場合は、その職務を代理する。</p> <p>(5) 本部長、本部長代理、副本部長<u>及び</u>本部員は、別記1に掲げる者をもって</p>	<p>参照2 文部科学省非常災害対策本部設置要領</p> <p>1. 対策本部の事務 (略)</p> <p>2. 対策本部の構成</p> <p>(1) 対策本部の長は、文部科学省非常災害対策本部長（以下「本部長」という。）とし、対策本部の事務を総括する。</p> <p>(2) 対策本部に、本部長代理、副本部長、本部員、<u>幹事</u>その他の職員を置く。</p> <p>(3) 本部長代理は、本部長を助け、本部長に事故のある場合は、その職務を代理する。</p> <p>(4) 副本部長は、本部長及び本部長代理を助け、本部長及び本部長代理に事故のある場合は、その職務を代理する。</p> <p>(5) 本部長、本部長代理、副本部長、<u>本部員及び幹事</u>は、別記1に掲げる者を</p>

<p>充てる。</p> <p>3. 本部会議 (略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>4. 対策本部構成員の参集</u></p> <p>(1) 対策本部構成員は、非常参集の要請を受けたとき、対策本部の設置の事実を知ったとき又は大地震等の非常災害が発生したときは、その所属する部局に参集するものとする。</p> <p>(2) 対策本部構成員が参集するための連絡方法は、別途定める連絡網によるものとする。</p> <p><u>5. 対策チームの設置等</u></p> <p>(1) 対策本部に<u>対策チーム</u>を置き、副本部長の指揮の下に対策本部の事務を遂行する。</p> <p>(2) <u>対策チーム</u>の構成及び事務所掌は、別記2のとおりとする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(3) 対策チームの庶務は、各局等の協力を得て、大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付において処理する。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>もって充てる。</p> <p>3. 本部会議 (略)</p> <p><u>4. 幹事会</u></p> <p><u>(1) 対策本部に幹事会を置き、文教施設企画・防災部長及び幹事をもって構成する。</u></p> <p><u>(2) 幹事会は、文教施設企画・防災部長が必要に応じて召集し、対策本部の事務について審議、調整等を行う。</u></p> <p><u>5. 対策本部構成員の参集</u></p> <p>(1) 対策本部構成員は、非常参集の要請を受けたとき、対策本部の設置の事実を知ったとき又は大地震等の非常災害が発生したときは、その所属する部局に参集するものとする。</p> <p>(2) 対策本部構成員が参集するための連絡方法は、別途定める連絡網によるものとする。</p> <p><u>6. 非常災害庶務班の設置等</u></p> <p>(1) 対策本部に<u>非常災害庶務班（以下「庶務班」という。）</u>を置き、副本部長の指揮の下に対策本部の事務を遂行する。</p> <p>(2) <u>庶務班</u>の構成及び事務所掌は、別記2のとおりとする。</p> <p>(3) <u>庶務班員は、あらかじめ定められた記章等を着用するものとする。また、庶務班員のうち、指名された者は、必要に応じて指定された場所で事務を行うものとする。</u></p> <p><u>7. 非常災害対策班の設置等</u></p>
--	--

6. ～ 7. (略)

(別記1) 文部科学省非常災害対策本部 本部員名簿

本部長	事務次官
本部長代理	文部科学審議官
副本部長	官房長
本部員	総合教育政策局長(代理担当審議官)
	初等中等教育局長(代理担当審議官)
	高等教育局長(代理担当審議官)
	科学技術・学術政策局長(代理担当審議官)
	研究振興局長(代理担当審議官)
	研究開発局長(代理担当審議官)
	国際統括官(代理大臣官房国際課長)
	総括審議官(代理大臣官房総務課長)
	サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官(代理大臣官房総務課副長)
	大臣官房文教施設企画・防災部長(代理参事官(施設防災担当))

(1) 非常災害対策に関する事務の連絡調整を円滑に行うため、本部長は、災害発生後可能な限り速やかに、対策本部に非常災害対策班(以下「対策班」という。)を設置する。

(2) 対策班の構成及び事務所掌は、別記3のとおりとし、副本部長の指揮の下に当該事務を遂行する。

(3) 対策班の庶務は、大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課の協力を得て、大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付が行う。

8. ～ 9. (略)

(別記1) 文部科学省非常災害対策本部 本部員、幹事名簿

本部長	事務次官
本部長代理	文部科学審議官
副本部長	官房長
本部員	総合教育政策局長(代理担当審議官)
	初等中等教育局長(代理担当審議官)
	高等教育局長(代理担当審議官)
	科学技術・学術政策局長(代理担当審議官)
	研究振興局長(代理担当審議官)
	研究開発局長(代理担当審議官)
	国際統括官(代理大臣官房国際課長)
	総括審議官(代理大臣官房総務課長)
	サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官(代理大臣官房総務課 <u>企画官</u> ・副長)
	大臣官房文教施設企画・防災部長(代理参事官(施設防災担当))

高等教育局私学部長(代理私学行政課長)
 大臣官房人事課長(代理大臣官房参事官)
 大臣官房総務課長(代理副長)
 大臣官房会計課長(代理副長)
 大臣官房政策課長(代理大臣官房政策課企画官)
 大臣官房文教施設企画・防災部技術参事官(代理施設企画課長)
 スポーツ庁次長(代理担当審議官)
 文化庁次長(代理担当審議官)
 その他本部長が指名する者

(削る)

高等教育局私学部長(代理私学行政課長)
 大臣官房人事課長(代理大臣官房参事官)
 大臣官房総務課長(代理副長)
 大臣官房会計課長(代理副長)
 大臣官房政策課長(代理大臣官房政策課企画官)
 大臣官房文教施設企画・防災部技術参事官(代理施設企画課長)
 スポーツ庁次長(代理担当審議官)
 文化庁次長(代理担当審議官)
 その他本部長が指名する者

幹事大臣官房人事課副長
総務課企画官・副長及び副長
会計課副長
政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室長
国際課長
文部科学広報官
文教施設企画・防災部施設企画課長
計画課長
参事官(施設防災担当)
総合教育政策局政策課長
地域学習推進課長
初等中等教育局初等中等教育企画課長
高等教育局高等教育企画課長
国立大学法人支援課長

私学部私学行政課長
科学技術・学術政策局政策課長
研究振興局振興企画課長
研究開発局開発企画課長
地震・防災研究課長
地震・防災研究課防災科学技術推進室長
スポーツ庁政策課長
参事官（地域振興担当）
文化庁政策課長
文化資源活用課長
その他文教施設企画・防災部長が指名する者

(別記2) 文部科学省非常災害対策本部 対策チーム

1. 構成

リーダー 総括審議官又はサイバーセキュリティ・政策立案総括審議官(※1)
リーダー代理 官房参事官(※2)
及び大臣官房文教施設企画・防災部技術参事官
チーム員 大臣官房人事課副長
大臣官房総務課副長
大臣官房総務課法令審議室審議第四係長
大臣官房文教施設企画・防災部災害対策企画官
大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付防災調整係長
初等中等教育局企画官(※3)

(別記2) 文部科学省非常災害対策本部 非常災害庶務班

1. 構成

班長 大臣官房文教施設企画・防災部長
班長代理 大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)
総務係長 大臣官房総務課企画官・副長
(代理 大臣官房総務課総務班主査)
情報連絡係長 大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付災害対策企画官
(代理 大臣官房文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付参事官補佐)
資材係長(※1) 大臣官房会計課用度班主査
(代理 大臣官房会計課管理班主査)
広報係長 大臣官房文部科学広報官

上記の他、各局等指名者（※4）のうちリーダーが指名する者
（※1） 予め官房長が順位を定める
（※2） 予め官房長が指名した者
（※3） 予め初等中等教育局が指名した者
（※4） 大臣官房（人事課、総務課、会計課、政策課、国際課、文教施設企画・防災部）、総合教育政策局、初等中等教育局、高等教育局、科学技術・学術政策局、研究振興局、研究開発局、スポーツ庁、文化庁において、予め室長級、補佐級又は係長級（各局等の中で連絡調整を担っている者）から指名した3名

2. 事務分掌

- (1) リーダーは、副本部長の指揮の下に対策チームの事務を総括する。
- (2) リーダー代理は、リーダーを助け、リーダーに事故のある場合は、その職務を代理する。
- (3) 対策チームは担当局等と連携し、文部科学省及び関係機関の災害対策の検討及び調整、被害情報の収集及びとりまとめ、被災地域の支援ニーズの積極的把握を行うとともに、官邸等に災害対策に関する体制が整備された際は、関係職員を参画させ、災害対策の連絡調整等を図る。また、災害対策

（代理 大臣官房総務課広報室室長補佐）

総務係員 大臣官房総務課法令審議室職員

情報連絡係員 大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付職員（参事官（施設防災担当）、災害対策企画官及び防災・減災企画官を除く。）

幹事を置いている課等の担当課長補佐又はこれに相当する者

資材係員（※1） 大臣官房会計課用度班及び管理班職員（主査を除く。）

大臣官房政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室職員

大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付職員（参事官（施設防災担当）、災害対策企画官及び防災・減災企画官を除く。）

広報係員 大臣官房総務課広報室職員（文部科学広報官を除く。）

（※1） 首都直下地震発生時など文部科学省を含む首都圏が被災した場合に限り構成する。

2. 事務分掌

- (1) 班長は、副本部長の指揮の下に庶務班の事務を総括する。
- (2) 班長代理は、班長を助け、班長に事故のある場合は、その職務を代理する。また対策班が設置された際は、事務の遂行に当たり、対策班の班長代理と密接な連携を図るよう努める。
- (3) 総務係長、情報連絡係長、資材係長及び広報係長は、班長を補佐し、当該係の事務を整理する。

<p><u>基本法に基づき設置される非常災害対策本部、緊急災害対策本部、関係省庁等との連絡調整、本省内部部局との連絡調整及びとりまとめ、対策本部の庶務を行う。</u></p>	
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(4) 総務係は、本省内部部局との連絡調整を行う。また対策班が設置された際は、事務の遂行に当たり、対策班と密接な連携を図るよう努める。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(5) 情報連絡係は、災害対策基本法に基づき設置される非常災害対策本部、緊急災害対策本部、関係省庁等との連絡調整、対策本部の庶務、人的及び物的被害状況の把握を行う。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(6) 資材係は、対策本部の運営に必要な物資の確保を行う。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(7) 広報係は、報道機関への連絡及び報道関係者との応接を行う。</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(別記3) 文部科学省非常災害対策本部非常災害対策班</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>1. 構成</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>班 長 総括審議官又はサイバーセキュリティ・政策立案総括審議官</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>班長代理 大臣官房文教施設企画・防災部技術参事官又は施設企画課長</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>副 班 長 大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付防災・減災企画官</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>班 員 大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付及び施設企画課職員、各局等が指名した各局等指名者（※）のうち班長が指名する者</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(※) 大臣官房（人事課、総務課、会計課、政策課、国際課）、総合教育政策局、初等中等教育局、高等教育局、科学技術・学術政策局、研究振興局、研究開発局、スポーツ庁、文化庁において1名ずつ指名した者（合計13名）</u></p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>2. 事務分掌</u></p>

	<p><u>(1) 班長は、副本部長の指揮の下に対策班の事務を統括する。</u></p> <p><u>(2) 班長代理は、班長を助け、班長に事故のある場合は、その職務を代理する。また事務の遂行に当たり、庶務班の班長代理と密接な連携を図るよう努める。</u></p> <p><u>(3) 副班長は、班長を補佐し、対策班の事務を整理する。</u></p> <p><u>(4) 対策班は、文部科学省及び関係機関の災害対策の検討及び調整を行うとともに、官邸等に災害対策に関する体制が整備された際は、関係職員を参画させ、災害対策の連絡調整等を図る。</u></p>
<p>参照3 文部科学省災害応急対策本部設置要領 1. ～5. (略)</p> <p>(別記1) 文部科学省災害応急対策本部 本部員名簿</p> <p>本部長 官 房 長</p> <p>本部長代理 総 括 審 議 官</p> <p>副本部長 大臣官房文教施設企画・防災部長</p> <p>本部員 大 臣 官 房 サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官</p> <p>人 事 課 長</p> <p>総 務 課 長</p> <p>会 計 課 長</p> <p>政 策 課 長</p> <p>国 際 課 長</p> <p>参 事 官</p>	<p>参照3 文部科学省災害応急対策本部設置要領 1. ～5. (略)</p> <p>(別記1) 文部科学省災害応急対策本部 本部員名簿</p> <p>本部長 官 房 長</p> <p>本部長代理 総 括 審 議 官</p> <p>副本部長 大臣官房文教施設企画・防災部長</p> <p>本部員 大 臣 官 房 サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官</p> <p>人 事 課 長</p> <p>総 務 課 長</p> <p>会 計 課 長</p> <p>政 策 課 長</p> <p>国 際 課 長</p> <p>参 事 官</p>

文教施設企画・防災部	文 部 科 学 広 報 官 技 術 参 事 官 施 設 企 画 課 長 施 設 助 成 課 長 計 画 課 長 参 事 官 (施 設 防 災 担 当)	文教施設企画・防災部	文 部 科 学 広 報 官 技 術 参 事 官 施 設 企 画 課 長 施 設 助 成 課 長 計 画 課 長 参 事 官 (施 設 防 災 担 当)
総合教育政策局	政 策 課 長 地 域 学 習 推 進 課 長	総合教育政策局	政 策 課 長 地 域 学 習 推 進 課 長
初等中等教育局	初 等 中 等 教 育 企 画 課 長 財 務 課 長 教 科 書 課 長	初等中等教育局	初 等 中 等 教 育 企 画 課 長 財 務 課 長 教 科 書 課 長
高等教育局	健 康 教 育 ・ 食 育 課 長 高 等 教 育 企 画 課 長 大 学 教 育 ・ 入 試 課 長 医 学 教 育 課 長 国 立 大 学 法 人 支 援 課 長	高等教育局	健 康 教 育 ・ 食 育 課 長 高 等 教 育 企 画 課 長 大 学 教 育 ・ 入 試 課 長 医 学 教 育 課 長 国 立 大 学 法 人 支 援 課 長
私学部	私 学 行 政 課 長 私 学 助 成 課 長	私学部	私 学 行 政 課 長 私 学 助 成 課 長
科学技術・学術政策局	政 策 課 長	科学技術・学術政策局	政 策 課 長
研究振興局	振 興 企 画 課 長	研究振興局	振 興 企 画 課 長
研究開発局	開 発 企 画 課 長	研究開発局	開 発 企 画 課 長
	<u>地震火山防災研究課長</u> <u>地震火山防災研究課地震火山室長</u>		<u>地震・防災研究課長</u> <u>地震・防災研究課防災科学技術推進室長</u>

<p>スポーツ庁政策課長 参事官（地域振興担当） 文化庁政策課長 文化資源活用課長 その他本部長が指名する者</p> <p>※本部員の参集が困難な場合は、各課室等において代理の者を出席させるものとする。</p> <p>※災害の程度及び内容に応じて、本部員のうち特に関係のある局課の職員をもって構成することができるものとする。</p>	<p>スポーツ庁政策課長 参事官（地域振興担当） 文化庁政策課長 文化資源活用課長 その他本部長が指名する者</p> <p>※本部員の参集が困難な場合は、各課室等において代理の者を出席させるものとする。</p> <p>※災害の程度及び内容に応じて、本部員のうち特に関係のある局課の職員をもって構成することができるものとする。</p>
<p>参照4 文部科学省災害情報連絡室設置要領</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. その他</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 文部科学省<u>非常災害対策本部又は</u>災害応急対策本部が設置された場合、又は、情報連絡室の所期の目的が達成された場合においては、当該災害に係る情報連絡室は廃止するものとする。</p>	<p>参照4 文部科学省災害情報連絡室設置要領</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. その他</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 文部科学省災害応急対策本部が設置された場合、又は、情報連絡室の所期の目的が達成された場合においては、当該災害に係る情報連絡室は廃止するものとする。</p>
<p>参照5 文部科学省復興対策本部設置要領</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 復興対策<u>チーム</u>の設置等</p> <p>(1) 復興本部の事務を遂行するため、復興本部に復興対策<u>チーム</u>（以下「対策<u>チーム</u>」という。）を置く。</p> <p>(2) 対策<u>チーム</u>は、<u>非常災害対策本部対策チームの構成と同じ</u>とする。</p>	<p>参照5 文部科学省復興対策本部設置要領</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 復興対策<u>班</u>の設置等</p> <p>(1) 復興本部の事務を遂行するため、復興本部に復興対策<u>班</u>（以下「対策<u>班</u>」という。）を置く。</p> <p>(2) 対策<u>班</u>は、<u>官房長が班長として総括し、大臣官房総務課長を班長代理</u>とす</p>

<p>(3) <u>チームリーダー</u>は、関係各局課員の指名する者を<u>チーム</u>員として対策<u>チー</u> <u>ム</u>に参加させることができる。</p> <p>(4) 復興本部の庶務は、対策<u>チーム</u>が関係局課の協力を得て行う。</p> <p>5. (略)</p> <p>(別記) 文部科学省復興対策本部 本部員名簿 (略)</p>	<p>る。</p> <p>(3) <u>班長</u>は、関係各局課員の指名する者を<u>班</u>員として対策<u>班</u>に参加させること ができる。</p> <p>(4) 復興本部の庶務は、対策<u>班</u>が関係局課の協力を得て行う。</p> <p>5. (略)</p> <p>(別記) 文部科学省復興対策本部 本部員 名簿 (略)</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>参照 6 文部科学省地震災害警戒本部設置要領</u></p> <p><u>1. 警戒本部の事務</u></p> <p><u>文部科学省地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）は、大規模地震対</u> <u>策特別措置法に基づき設置される地震災害警戒本部及び関係省庁との連絡、地</u> <u>震に関する情報の伝達等及び避難状況等の把握、地震防災応急対策等の総合調</u> <u>整その他の地震防災応急対策に関する事務を行う。</u></p> <p><u>2. 警戒本部の構成</u></p> <p><u>(1) 警戒部長は、文部科学省地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）</u> <u>とし、警戒本部の事務を総括する。</u></p> <p><u>(2) 警戒本部に、本部長代理、副本部長、本部員、幹事その他の職員を置く。</u></p> <p><u>(3) 本部長代理は、本部長を助け、本部長に事故のある場合は、その職務を代</u> <u>理する。</u></p> <p><u>(4) 副本部長は、本部長及び本部長代理を助け、本部長及び本部長代理に事故</u> <u>のある場合は、その職務を代理する。</u></p> <p><u>(5) 本部長、本部長代理、副本部長、本部員及び幹事は、別記 1 に掲げる者を</u></p>

	<p><u>もって充てる。</u></p> <p>3. <u>本部会議</u></p> <p>(1) <u>警戒本部に本部会議を置き、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。</u></p> <p>(2) <u>本部会議は、本部長が必要に応じて召集し、警戒本部の事務について重要事項の審議、調整等を行う。</u></p> <p>4. <u>幹事会</u></p> <p>(1) <u>警戒本部に幹事会を置き、文教施設企画・防災部長及び幹事をもって構成する。</u></p> <p>(2) <u>幹事会は、文教施設企画・防災部長が必要に応じて召集し、警戒本部の事務について審議、調整等を行う。</u></p> <p>5. <u>庶務班</u></p> <p>(1) <u>警戒本部に庶務班を置き、文教施設企画・防災部長の指揮の下に警戒本部の事務を遂行する。</u></p> <p>(2) <u>庶務班の構成及び事務所掌は、別記2のとおりとする。</u></p> <p>(3) <u>庶務班員は、あらかじめ定められた記章等を着用するものとする。</u></p> <p>6. <u>警戒本部構成員の参集</u></p> <p>(1) <u>警戒本部構成員は、非常参集の要請を受けたとき、警戒本部の設置の事実を知ったとき又は警戒宣言が発せられたことを知ったときは、その所属する部局に参集するものとする。</u></p> <p>(2) <u>警戒本部構成員が参集するための連絡方法は、別途定める連絡網によるものとする。</u></p> <p>7. <u>地震災害警戒班の設置</u></p>
--	--

(1) 地震災害警戒に関する事務の連絡調整を円滑に行うため、警戒本部に地震災害警戒班（以下「警戒班」という。）を設置することができる。

(2) 警戒班は、総括審議官又はサイバーセキュリティ・政策立案総括審議官が班長として総括し、大臣官房総務課企画官、大臣官房総務課副長及び大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付防災・減災企画官を班長代理とする。

(3) 班長は、関係各局課員を指名する者を班員として警戒班に参加させることができる。

(4) 警戒班の庶務は、大臣官房総務課が行う。

8. 関係各局課の協力

関係各局課は、警戒本部の事務又は構成員の参集について協力援助するものとする。

9. 警戒本部の廃止

文部科学大臣は、地震が発生して文部科学省非常災害対策本部が設置されたとき又は地震災害に関する警戒解除宣言が発せられたとき、その他地震防災応急対策等の必要がなくなつたと認めるときは警戒本部を廃止するものとする。

(別記1) 文部科学省地震災害警戒本部 本部員、幹事 名簿

本部長 事務次官

本部長代理 文部科学審議官

副本部長 官房長

本部員 総合教育政策局長（代理担当審議官）

初等中等教育局長（代理担当審議官）

高等教育局長（代理担当審議官）

	<p> <u>科学技術・学術政策局長（代理担当審議官）</u> <u>研究振興局長（代理担当審議官）</u> <u>研究開発局長（代理担当審議官）</u> <u>国際統括官（代理大臣官房国際課長）</u> <u>総括審議官（代理大臣官房総務課長）</u> <u>サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官（代理大臣官房総務課企画官）</u> <u>大臣官房文教施設企画・防災部長（代理技術参事官）</u> <u>高等教育局私学部長（代理私学行政課長）</u> <u>大臣官房人事課長（代理大臣官房参事官）</u> <u>大臣官房総務課長（代理副長）</u> <u>大臣官房会計課長（代理副長）</u> <u>大臣官房政策課長（代理大臣官房政策課企画官）</u> <u>スポーツ庁次長（代理担当審議官）</u> <u>文化庁次長（代理担当審議官）</u> その他本部長が指名する者 </p> <p> <u>幹事大臣官房人事課副長</u> <u>総務課副長</u> <u>会計課副長</u> <u>政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室長</u> <u>国際課長</u> <u>文部科学広報官</u> <u>文教施設企画・防災部施設企画課長</u> <u>計画課長</u> </p>
--	--

	<p style="text-align: right;"><u>参事官（施設防災担当）</u></p> <p><u>総合教育政策局 政策課長</u></p> <p style="text-align: right;"><u>地域学習推進課長</u></p> <p><u>初等中等教育局 初等中等教育企画課長</u></p> <p><u>高等教育局 高等教育企画課長</u></p> <p style="text-align: right;"><u>国立大学法人支援課長</u></p> <p><u>私学部 私学行政課長</u></p> <p><u>科学技術・学術政策局 政策課長</u></p> <p><u>研究振興局 振興企画課長</u></p> <p><u>研究開発局 開発企画課長</u></p> <p style="text-align: right;"><u>地震・防災研究課長</u></p> <p style="text-align: right;"><u>地震・防災研究課防災科学技術推進室長</u></p> <p><u>スポーツ庁 政策課長</u></p> <p style="text-align: right;"><u>参事官（地域振興担当）</u></p> <p><u>文化庁 政策課長</u></p> <p style="text-align: right;"><u>文化資源活用課長</u></p> <p>その他文教施設企画・防災部長が指名する者</p> <p><u>（別記2）文部科学省地震災害警戒本部庶務班</u></p> <p>1. <u>構成</u></p> <p><u>庶務班長 大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（代理 大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付災害対策企画官）</u></p> <p><u>総務係長 大臣官房総務課企画官</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（代理 大臣官房総務課総務班主査）</u></p>
--	--

情報連絡係長 大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付災害対策企画官

（代理 大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付参事官補佐）

資材係長 大臣官房会計課用度班主査

（代理 大臣官房会計課管理班主査）

広報係長 大臣官房文部科学広報官

（代理 大臣官房総務課広報室室長補佐）

総務係員 大臣官房総務課法令審議室職員

情報連絡係員 大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付職員（参事官（施設防災担当）、災害対策企画官及び防災・減災企画官を除く。）

幹事を置いている課等の担当課長補佐又はこれに相当する者。

資材係員 大臣官房会計課用度班及び管理班職員（主査を除く。）

大臣官房政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室職員

大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付職員（参事官（施設防災担当）、災害対策企画官及び防災・減災企画官を除く。）

広報係員 大臣官房総務課広報室職員（文部科学広報官を除く。）

2. 事務分掌

(1) 庶務班長は、文教施設企画・防災部長の指揮の下に庶務班の事務を総括整理する。

(2) 総務係長、情報連絡係長、資材係長及び広報係長は、庶務班長を補佐し、当該係の事務を整理する。

(3) 総務係は、本省内部部局との連絡及び警戒本部の庶務を行う。

(4) 情報連絡係は、大規模地震対策特別措置法に基づき設置される地震災害警戒本部及び関係省庁との連絡、人的及び物的被害状況の把握を行う。

(5) 資材係は、警戒本部の運営に必要な物資の確保を行う。

(6) 広報係は、報道機関への連絡及び報道関係者との応接を行う。

参照 6 文部科学省地震発生時非常参集要領

1. 第1次参集体制

(1) 「全国で震度5弱若しくは5強の地震」若しくは「南関東地域（平成13年5月25日中央防災会議主事会議申合せによる）以外に震度6弱の地震」が発生又は「津波警報」若しくは「大津波警報」が発令された場合、又は「噴火警報」が発令された場合には、情報連絡要員（別紙1）に対し、電話連絡網等により地震情報等の伝達を行う。ただし、災害情報連絡室長が必要がないと認める場合はこの限りではない。

(2)～(4) (略)

2. 第2次参集体制

(1) 「南関東地域（平成13年5月25日中央防災会議主事会議申合せによる）で震度6弱の地震」若しくは「全国で震度6強以上の地震」が発生又は「東海地震に係る地震防災対策強化地域に係る東海地震注意情報」が発せられた場合には、情報連絡要員（別紙2）に対し、電話連絡網等により地震情報等の伝達を行う。

(2)～(5) (略)

参照 7 文部科学省地震発生時非常参集要領

1. 第1次参集体制

(1) 「全国で震度5弱若しくは5強の地震」若しくは「南関東地域（平成13年5月25日中央防災会議主事会議申合せによる）以外に震度6弱の地震」が発生又は「津波警報」若しくは「大津波警報」が発令された場合、又は「噴火警報」が発令された場合には、情報連絡要員（別紙1）に対し、電話連絡網により地震情報等の伝達を行う。ただし、災害情報連絡室長が必要がないと認める場合はこの限りではない。

(2)～(4) (略)

2. 第2次参集体制

(1) 「南関東地域（平成13年5月25日中央防災会議主事会議申合せによる）で震度6弱の地震」若しくは「全国で震度6強以上の地震」が発生又は「東海地震に係る地震防災対策強化地域に係る東海地震注意情報」が発せられた場合には、情報連絡要員（別紙2）に対し、電話連絡網により地震情報等の伝達を行う。

(2)～(5) (略)

3. (略)

非常参集要領における各要員

(別紙1)

1. 第1次参集体制の各要員

各 要 員	①情報連絡要員	②非常参集要員
(1)大臣官房 文教施設企画・防災部長	○	
(2) 文教施設企画・防災部技術参事官	○	
(3) 総 務 課 長	○	
(4) 文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)	○	
(5) 文教施設企画・防災部災害対策企画官	○	
<u>(削る)</u>	○	
(6) 総 務 課 <u>副 長</u>	○	
(7) 総務課総務班主査	○	
(8) 文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付職員	○	<u>連絡担当者</u>
(9) 文教施設企画・防災部計画課職員	○	
(10)研究開発局 <u>地震火山防災研究課課長補佐</u>	○	
(11) <u>対策チーム構成員となる者</u>	○	

(別紙2)

2. 第2次参集体制の各要員

各 要 員	① 情報連絡要員	② 非常参集要員

3. (略)

非常参集要領における各要員

(別紙1)

1. 第1次参集体制の各要員

各 要 員	①情報連絡要員	②非常参集要員
(1)大臣官房文教施設企画・防災部長	○	
(2) 文教施設企画・防災部技術参事官	○	
(3) 総 務 課 長	○	
(4) 文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)	○	
(5) 文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付 災害対策企画官	○	
(6) <u>文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付 防災・減災企画官</u>	<u>○</u>	
(7) 総 務 課 <u>企 画 官</u>	○	
(8) 総務課総務班主査	○	
(9) 文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付職員	○	<u>参事官(施設防災担当)付防災担当者</u>
(10) 文教施設企画・防災部計画課職員	○	
(11)研究開発局 <u>地震・防災研究課課長補佐</u>	○	
(12) <u>対策班員(設置されている場合)</u>	○	

(別紙2)

2. 第2次参集体制の各要員

各 要 員	① 情報連絡要員	② 非常参集要員

(38)科学技術・学術政策局政策課長	○	
(39)研究振興局振興企画課長	○	
(40)研究開発局開発企画課長	○	
(41)地震火山防災研究課長	○	
(42)地震火山防災研究課地震火山室長	○	
(43)原動力課長	○	
(44)大臣官房総務課副長	○	○
(45)総務班主査	○	○
(46)会計課用度班主査	○	○※
(47)会計課管理班主査	○	○
(48)文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付職員	○	○
(49)スポーツ庁長	○	
(50)スポーツ庁次長	○	
(51)スポーツ庁政務課長	○	
(52)スポーツ庁参事官(地域振興担当)	○	
(53)文化庁長	○	
(54)文化庁次長	○	
(55)文化庁政務課長	○	
(56)文化資源活用課長	○	
(57)(22)~(43)、(51)(52)(55)及び(56)の担当補佐又はこれに相当する者	○	○
(58)対策チーム構成員となる者	○	○

※文部科学省を含む首都圏が被災した場合に限り参集する。

(別紙3)

(40)科学技術・学術政策局政策課長	○	
(41)研究振興局振興企画課長	○	
(42)研究開発局開発企画課長	○	
(43)地震・防災研究課長	○	
(44)地震・防災研究課防災科学技術推進室長	○	
(45)原動力課長	○	
(46)大臣官房総務課企画官	○	○
(47)総務班主査	○	○
(48)会計課用度班主査	○	○※
(49)会計課管理班主査	○	○
(50)文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付職員	○	○
(51)スポーツ庁長	○	
(52)スポーツ庁次長	○	
(53)スポーツ庁政務課長	○	
(54)スポーツ庁参事官(地域振興担当)	○	
(55)文化庁長	○	
(56)文化庁次長	○	
(57)文化庁政務課長	○	
(58)文化資源活用課長	○	
(59)(22)~(45)、(53)~(54)及び(57)~(58)の担当補佐又はこれに相当する者	○	○
(60)対策班員(設置されている場合)	○	○

※文部科学省を含む首都圏が被災した場合に限り参集する。

(別紙3)

3. 第3次参集体制の各要員

各要員	非常時参集要員
(1) 文部科学大臣	○
(2) 副大臣	○
(3) 大臣官房大政務次官	○
(4) 大事務次官	○
(5) 文部科学省学務課長	○
(6) 官舎	○
(7) 総合教養政策局長	○
(8) 初等中等教育政策局長	○
(9) 高等技術教育政策局長	○
(10) 科学研究振興政策局長	○
(11) 研究開発政策局長	○
(12) 研究開発政策局長	○

3. 第3次参集体制の各要員

各要員	非常時参集要員
(1) 文部科学大臣	○
(2) 副大臣	○
(3) 大臣官房大政務次官	○
(4) 大事務次官	○
(5) 文部科学省学務課長	○
(6) 官舎	○
(7) 総合教養政策局長	○
(8) 初等中等教育政策局長	○
(9) 高等技術教育政策局長	○
(10) 科学研究振興政策局長	○
(11) 研究開発政策局長	○
(12) 研究開発政策局長	○

(13) 国際統括	○	(13) 国際統括	○
(14) 総括	○	(14) 総括	○
(15) サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官	○	(15) サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官	○
(16) 大臣官房文書教育施設企画・防災部長	○	(16) 大臣官房文書教育施設企画・防災部長	○
(17) 高等教育局私学部長	○	(17) 高等教育局私学部長	○
(18) 大臣官房人事課長	○	(18) 大臣官房人事課長	○
(19) 総務課長	○	(19) 総務課長	○
(20) 企画課長	○	(20) 企画課長	○
(21) 政策課長	○	(21) 政策課長	○
(22) 人事課副長	○	(22) 人事課副長	○
(削る)		(23) 総務課副長	○
(23) 会計課副長	○	(24) 会計課副長	○
(24) 政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室長	○	(25) 政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室長	○
(25) 国際科学課長	○	(26) 国際科学課長	○
(26) 文部科学部国際科学課長	○	(27) 文部科学部国際科学課長	○
(27) 文教施設企画・防災部技術参事官	○	(28) 文教施設企画・防災部技術参事官	○
(28) 施設企画課長	○	(29) 施設企画課長	○
(29) 計画課長	○	(30) 計画課長	○
(30) 参事官(施設防災担当)	○	(31) 参事官(施設防災担当)	○
(31) 災害対策企画官	○	(32) 参事官(施設防災担当)付災害対策企画官	○
(削る)		(33) 参事官(施設防災担当)付防災・減災企画官	○
(32) 総合教育政策局政策課長	○	(34) 総合教育政策局政策課長	○
(33) 地域学習推進課長	○	(35) 地域学習推進課長	○
(34) 初等中等教育局初等中等教育企画課長	○	(36) 初等中等教育局初等中等教育企画課長	○
(35) 高等教育局高等教育企画課長	○	(37) 高等教育局高等教育企画課長	○
(36) 国立大学法人支援課長	○	(38) 国立大学法人支援課長	○
(37) 私学部私学行政課長	○	(39) 私学部私学行政課長	○
(38) 科学技術・学術政策局政策課長	○	(40) 科学技術・学術政策局政策課長	○
(39) 研究振興局振興企画課長	○	(41) 研究振興局振興企画課長	○
(40) 研究開発局開発企画課長	○	(42) 研究開発局開発企画課長	○
(41) 地震火山防災研究課長	○	(43) 地震・防災研究課長	○
(42) 地震火山防災研究課地震火山室長	○	(44) 地震・防災研究課防災科学技術推進室長	○
(43) 原子力課長	○	(45) 原子力課長	○
(44) 大臣官房総務課副長	○	(46) 大臣官房総務課企画官	○
(45) 総務班主査	○	(47) 総務班主査	○
(46) 会計課用度班主査	○	(48) 会計課用度班主査	○
(47) 会計課管理班主査	○	(49) 会計課管理班主査	○
(48) 文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付職員	○	(50) 文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付職員	○
(49) スポーツ庁長	○	(51) スポーツ庁長	○
(50) スポーツ庁次	○	(52) スポーツ庁次	○

<p>(51)スポーツ庁政策課長 (52)スポーツ庁参事官(地域振興担当) (53)文化庁長官 (54)文化庁次長 (55)文化庁政策課長 (56)文化資源活用課長 (57)(22)~(43)、(51)(52)(55)及び(56)の担当補佐又はこれに相当する者(削る) (58)(1)~(56)以外の非常時優先業務を行う者 (59)対策チーム構成員となる者</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p>	<p>(53)スポーツ庁政策課長 (54)スポーツ庁参事官(地域振興担当) (55)文化庁長官 (56)文化庁次長 (57)文化庁政策課長 (58)文化資源活用課長 (59)(22)~(45)、(53)~(54)及び(57)~(58)の担当補佐又はこれに相当する者 (60)(27)、(31)、(32)、(46)~(49)及び(59)以外の庶務班員 (61)(1)~(58)以外の非常時優先業務を行う者 (62)対策班員(設置されている場合)</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</p>
<p>(参考1) 震度別の非常参集体制 (略)</p> <p>(参考2) 平成13年5月25日中央防災会議主事会議申合せによる南関東地域 (略)</p>	<p>(参考1) 震度別の非常参集体制 (略)</p> <p>(参考2) 平成13年5月25日中央防災会議主事会議申合せによる南関東地域 (略)</p>		
<p>参照7 首都直下地震発生時における文部科学省非常時参集要員の代理指名等について</p> <p>1. 目的</p> <p>「文部科学省防災業務計画」第1編第3節(8)に定める非常時優先業務を実施する文部科学省非常時参集要員(非常災害対策本部構成員(本部員及び対策チーム員)及びその他の非常時参集要員)の代理指名等について必要な事項を定める。なお、首都直下地震とは、東京23区内で震度6強以上となる地震をいう。</p> <p>2. 本部員等の暫定代理の指名</p>	<p>参照8 首都直下地震発生時における文部科学省非常時参集要員の代理指名等について</p> <p>1. 目的</p> <p>「文部科学省防災業務計画」第1編第3節(8)に基づき、首都直下地震発生後、国民生活上重要かつ停滞してはならない事務(以下「非常時優先業務」という。)を実施する文部科学省非常時参集要員(非常災害対策本部構成員(本部員、幹事及び庶務班員)及びその他の非常時参集要員)の代理指名等について必要な事項を定める。なお、首都直下地震とは、東京23区内で震度6強以上となる地震をいう。</p> <p>2. 本部員等の暫定代理の指名</p>		

本部員は、首都直下地震が発生したときに、自らが速やかに参集できない場合に備えて、既に定められている代理に加え、速やかに参集可能な者を、初動時において本部員が参集するまでの間の暫定的な代理（以下「暫定代理」という。）としてあらかじめ指名する。

(削る)

3. 対策チーム員の代理の指名

対策チーム員については、所属する課室において、その代理を指名する。その際、対策チーム員及び代理のいずれか1名は速やかに参集可能な者とする。

4. ~ 6. (略)

本部員及び幹事（以下「本部員等」という。）は、首都直下地震が発生したときに、自らが速やかに参集できない場合に備えて、既に定められている代理に加え、速やかに参集可能な者を、初動時において本部員等が参集するまでの間の暫定的な代理（以下「暫定代理」という。）としてあらかじめ指名する。

3. 庶務班員（班長及び各係長）の暫定代理の指名

庶務班長及び各係長は、地震発生後、対策本部庶務班の事務を速やかに遂行するため、既に定められている代理に加え、上記2. に準じ、自らの暫定代理をあらかじめ指名する。

4. 庶務班員（各係員）及び代理の指名

対策本部庶務班の各係員については、所属する課室において、当該係の業務に最低限必要な人数の係員を指名し、さらにその係員の代理もあわせて指名する。その際、係員及び代理のいずれか1名は速やかに参集可能な者とする。

5. ~ 7. (略)